

事務連絡
令和3年1月28日

各

都道府県
特別区
保健所設置市

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

スライス加工した食肉の輸出にかかる食肉衛生証明書等の発行について（その5）

標記については、令和2年12月8日付け事務連絡「スライス加工した食肉の輸出にかかる食肉衛生証明書等の発行について（その4）」にて周知をお願いしたところですが、今般、ミャンマー、バーレーン、インドネシア、アルゼンチン及びサウジアラビアについても要綱で定める食肉衛生証明書等により、スライス加工した牛肉も輸出することが可能であることを確認しましたので、関係者へ周知をお願いします。

【参考】

1. 現行の食肉衛生証明書等でスライス加工した食肉の輸出が可能である国・地域
アメリカ合衆国、カナダ、欧州連合（英国、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェーを含む）、香港、シンガポール、メキシコ、ウルグアイ、ニュージーランド、オーストラリア、ブラジル、マカオ、フィリピン、ミャンマー、バーレーン、インドネシア、アルゼンチン及びサウジアラビア
2. 該当する要綱
「アメリカ合衆国向け輸出食肉の取扱要綱」
「カナダ向け輸出牛肉の取扱要綱」
「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱」
「香港向け輸出牛肉の取扱要綱」
「香港向け輸出豚肉及び家きん肉の取扱要綱」

- 「シンガポール向け輸出食肉の取扱要綱」
- 「メキシコ向け輸出牛肉等の取扱要綱」
- 「ウルグアイ向け輸出食肉の取扱要綱」
- 「ニュージーランド向け輸出牛肉の取扱要綱」
- 「オーストラリア向け輸出食肉の取扱要綱」
- 「ブラジル向け輸出牛肉の取扱要綱」
- 「マカオ向け輸出牛肉の取扱要綱」
- 「マカオ向け輸出豚肉の取扱要綱」
- 「フィリピン向け輸出牛肉の取扱要綱」
- 「ミャンマー向け輸出牛肉の取扱要綱」
- 「バーレーン向け輸出牛肉の取扱要綱」
- 「インドネシア向け輸出牛肉の取扱要綱」
- 「アルゼンチン向け輸出食肉の取扱要綱」
- 「サウジアラビア向け輸出牛肉の取扱要綱」